

平成 25 年 5 月 31 日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるため、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. **提案者** 大西 隆（会長）
2. **委員会名** 高レベル放射性廃棄物の処分に関するフォローアップ検討委員会
3. **設置期間** 平成 25 年 5 月 31 日（幹事会承認日）から平成 26 年 5 月 30 日

4. 課題の内容

（1）課題の概要

日本学術会議は、原子力委員会委員長から「高レベル放射性廃棄物の処分の取組みにおける国民に対する説明や情報提供のあり方についての提言のとりまとめ」といった審議依頼を平成 22 年 9 月 7 日受け、課題別委員会「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会」を第 21 期及び第 22 期に設置し、審議を行った。同検討委員会では、これまでの政策方針や制度的枠組みを自明の前提にするのではなく、原点に立ち返った審議を行い、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策の抜本的見直し」、「暫定保管および総量管理を柱とした政策枠組みの再構築」、「討論の場の設置による多段階合意形成の手続きの必要性」などの 6 つの提言を策定し、平成 24 年 9 月 11 日に原子力委員会委員長に回答を行った。

同回答は、様々なマスメディアでも取り上げられ、我が国の政策の見直しの契機にもなっている。さらに回答で提示した提言を政府等が政策等に反映しやすくするためには、回答で提示した提言について、学術的に検討すべき事項について調査、研究するとともに審議し、提言のより一層の具体化を図ることが重要である。そこで、本委員会では、以下の点を中心に審議を行う。

① 暫定保管について

暫定保管は、同回答で打ち出した新しい概念であり、回答においては具体的な方法等については記載されなかった。そこで、地上保管、浅層地下保管、深層地下保管などの様々な暫定保管の形態や、それぞれの技術的・地球科学的な基準、安全性に関わる課題、経済的な評価等について審議し、学術的に合意できる暫定保管のありようを提示する。

② 討論の場の設置による多段階合意形成の手続き

回答では、討論の場の設置による多段階合意形成の手続き等の社会科学的な合意形成について提言した。そこで、施設立地点と他の地点の間の負担の公平性に対する説得力ある政策決定手続き等の合意形成の手続き、安全・安心についての信頼性を高まる方策、社会的に重要な施設や公共性の高い施設を暫定保管施設と併隣接する発想等について、具体的に検討する。

③ その他

高レベル放射性廃棄物の処分に関する最新の知見(2013年1月に発表された米国エネルギー省の使用済み燃料・高レベル放射性廃棄物の処分に関する戦略、など)を参考にして回答のフォローアップを行う。

(2) 審議の必要性

日本学術会議からの回答を受領した後、原子力委員会は、専門家、関係者等からのヒアリング等を実施し、平成24年12月18日に「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について(見解)」を公表した。また、高レベル放射性廃棄物の処分に関する事業を所管する経済産業省資源エネルギー庁は、所管する審議会において最終処分の取組を抜本的に見直す作業に入っている。

上記の政府の活動の中で、日本学術会議の回答は一定の評価を得て一部政策にも反映されている。回答をより政策に反映していくためには、回答で提示した新しい概念(暫定保管など)や、新しい手法(多段階合意形成など)について、より具体的な整理を行い、公表していく必要がある。

(3) 日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

- 回答「高レベル放射性廃棄物の処分について」(2012年9月11日)
- 第21期記録「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会中間報告書」
- 第21期記録「高レベル放射性廃棄物の処分問題解決の途を探る」

(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

- 地層処分に係る安全コミュニケーションの考え方について(平成23年1月12日 原子力安全委員会 特定放射性廃棄物処分安全調査会)
- 高レベル放射性廃棄物及びTRU廃棄物の地層処分基盤研究開発に関する全体計画(平成22年3月 資源エネルギー庁、(独)日本原子力研究開発機構)
- 放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ中間とりまとめ～地層処分研究開発に関する取組について～(平成21年5月22日総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会)
- 今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について(見解)(平成24年12月18日 原子力委員会)
- 今後の原子力研究開発の在り方について(見解)(平成24年12月25日 原子力委員会)
- 国民の信頼醸成に向けた取組について(見解)(平成24年12月25日 原子力委員会)
- STRATEGY FOR THE MANAGEMENT AND DISPOSAL OF USED NUCLEAR FUEL

(5) 各府省等からの審議要請の有無

なし

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

審議の継続性を維持するため、第 22 期課題別委員会「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会」の委員が複数名参加することが望ましい。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

人文学・社会科学、生命科学、理工学から各々 4 名程度の会員又は連携会員。

特任連携会員は、委員全体の半数以内。構成委員は、計 20 名以内。

分科会において、審議内容に関して統一的な見解が得にくい学術領域については、複数の専門家を委員に選任するよう配慮する。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

検討課題ごとに、分科会を設置し、集中的に審議する。

6. その他課題に関する参考情報

(1) 経済産業省資源エネルギー庁は、平成 25 年 4 月 23 日に開催されたにおいて、「日本学術会議及び原子力委員会より、国民の合意形成に向けた取組や立地選定プロセスの改善等について提言がなされているところであり、これまで立地選定プロセスが進んでいない現状を真摯に反省し、これらの提言も踏まえつつ、最終処分の取組を抜本的に見直していくことが不可欠。」とし、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会放射性廃棄物小委員会を開催し、取組の見直しに着手するとともに、これを踏まえ、最終処分計画の改定を行うと表明した。なお、5 月 28 日に同小委員会の第一回会合が開催された。

(2) 社会学委員会の下に、ミニパブリックス型のパブリック・コンサルテーション手法の類型化を行い、その中での討論型世論調査 (DP) の特徴を明らかにする分科会が設置される計画である。同分科会では、高レベル放射能廃棄物の処理問題をテーマとした DP をオンライン上で行うことを試みることになっている。